

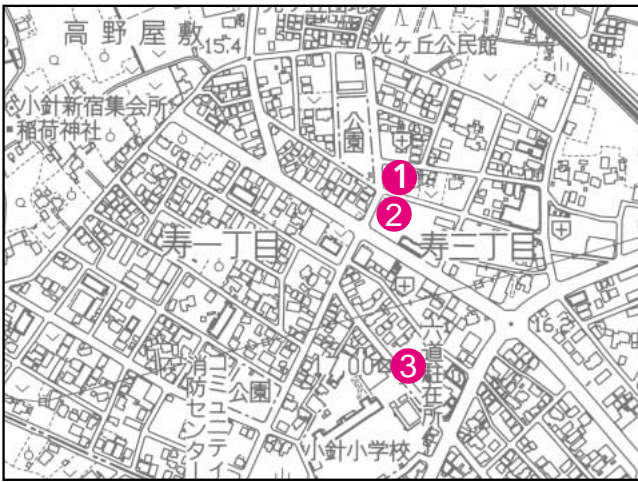
町有物件(土地)の売払いに係る 一般競争入札のお知らせ

町では、町内3か所の土地(町有)を一般競争入札により売却します。

詳細は、告示日(平成19年11月26日予定)以降に公表となりますが、ここでは、その概要についてお知らせします。

入札に参加できる者
個人または法人

日程等
入札参加申込み(予定)



売払物件

物件番号	地番	従来の用途	地積(公簿)(㎡)
①	寿三丁目22番地ほか1筆	旧町職員住宅	1,028.64
②	寿三丁目20番地ほか1筆	旧北保育所	1,680.78
③	寿二丁目94番地ほか1筆	旧町教職員住宅	272.37

用途地域：第1種住居地域 建ぺい率：60% 容積率：200%

11月26日(月)～12月7日(金)
入札日(予定)
12月21日(金)
予定価格

11月26日(月)に公表予定
その他
詳細については、予定価格と同時に公表します。また、日程については、あくまで予定ですのでご了承ください。
☎ 総務課管財係内2224

町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 **11月30日**

固定資産税 4期
国民健康保険税 5期
介護保険料 5期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ 収税課内2143

年末調整説明会を行います

上尾税務署では、法人および個人事業主(個人の青色申告者を除く)を対象に、平成19年分年末調整の説明会を開催します。

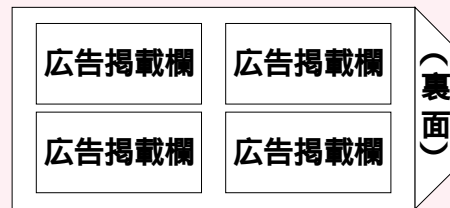
日時 11月22日(木) 13時30分～15時30分

場所 上尾市文化センター大ホール(上尾市上尾村750)

☎ 上尾税務署法人課税第二部門(源泉所得税担当) ☎ 770 1837

有料広告を募集します

町では、自主財源を確保し地域経済の活性化を図るため、町で郵便等に用いる封筒に有料広告を掲載します。会社やお店、商品等のPRにどうぞご活用ください。



規格・位置 長形3号の裏面 縦4.5cm×横9cm

募集枚数 4枚

作成枚数 30,000枚

掲載料 1枚50,000円

掲載期間

平成20年4月1日から在庫がなくなるまで(約1年)

申込方法

12月14日(金)までに所定の申込書に必要事項を記入のうえ、企画課政策企画担当へお申し込みください。申込書は町ホームページからダウンロードできます。

なお、応募資格や掲載できる広告等については、町ホームページに「伊奈町有料広告掲載取扱要綱」および「伊奈町業務用封筒広告掲載取扱基準」を掲載していますので、そちらをご確認ください。 ☎ 企画課内2215

11月9日～15日

秋季全国火災予防運動

『火は見てる

あなたが見てる

その時を』

(全国統一防火標語)

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図るとともに、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として実施されます。

住宅防火のちを守る7つのポイント

【3つの習慣】

寝たばこは、絶対やめる。
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

ついていきますか？ 住宅用火災警報器



天井取付タイプ

住宅火災から大切な命を守るため、消防法が改正されたことにより、すべての住宅に火災を知らせる住宅用火災警報器等の設置が、義務付けられました。

平成18年6月より新築された住宅には、すでに取り付けが義務化されました。既存の住宅(共同住宅等を含みます)についても、平成20年6月1日までに住宅用火災警報器等の設置が必要となります。

昨今、住宅火災による死者が急増しており、その原因の約7割が逃げ遅れによるものです。火災を早く発見することにより、尊い命と大切な財産を守るために、まだ設置されていないご家庭は、早めの設置をお願いします。

購入できる場所は？

家電販売店、ホームセンター、防災機器取扱店などで販売しています。

なお、購入に際し、次の日本消防検定協会の検査に合格した「NSマーク」が付いている製品を購入の目安としてください。



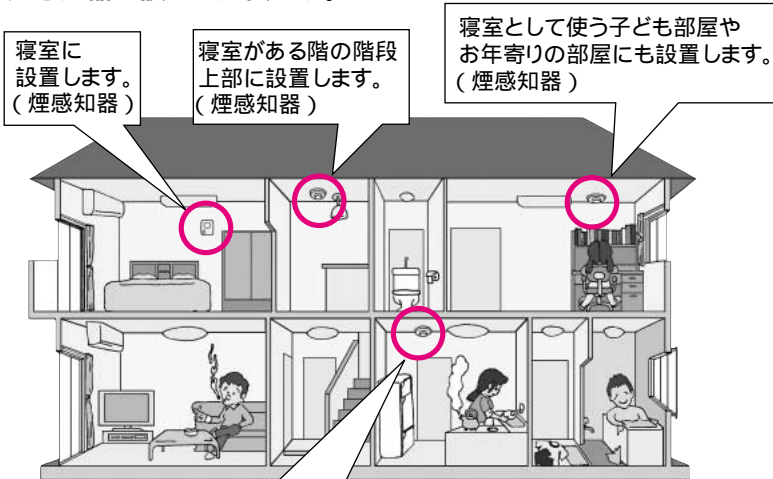
悪質な訪問販売等にご注意を！

住宅用火災警報器の設置が義務化されたことにより、高額な価格や無理強い販売、消防署から来たと偽った販売などの悪質な業者による訪問販売に十分注意してください。消防職員が販売することはありません。

消防本部 ☎ 722 81

住宅用火災警報器はどこに設置するの？

寝室としている部屋、寝室に使用する部屋がある階の階段などに煙感知器の設置が必要です。



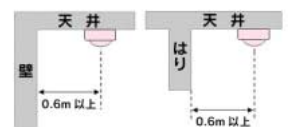
設置義務はありませんが、台所や居間などにも設置するよう努めましょう。(煙感知器または熱感知器)

2階建て住宅における設置(例)

設置位置について

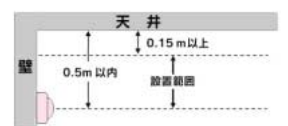
天井に設置する場合

住宅用火災警報器の中心を壁や梁から0.6m以上離して設置します。



壁に設置する場合

天井から0.15m～0.5m以内に住宅用火災警報器の中心がくるように設置します。



エアコンなどがある場合

吹き出し口から1.5m以上離して設置します。

